

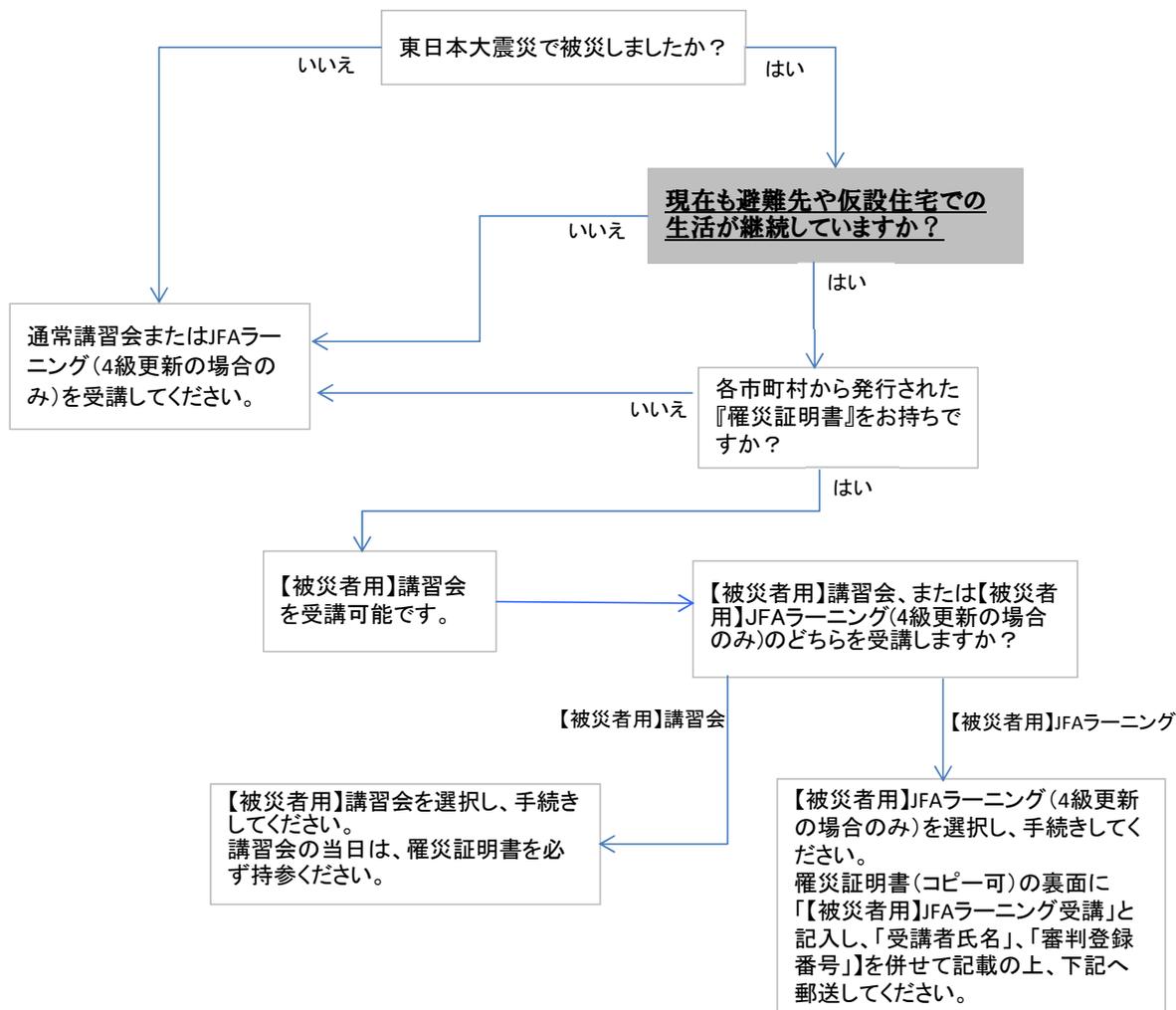
2016年度 審判資格登録費の免除措置と受講までの手続きについて

先の東日本大震災で被災した方で、現在も避難先や仮設住宅等での生活が継続している方を対象に、2016年度の審判登録料免除措置を実施致します。以下に記載する被災者用講習会受講フローを参照して頂き、該当される方は、【被災者用】講習会に受講申請して頂きますようお願い致します。

なお、免除額は、受講料(審判登録費+講習会費)のうち、審判登録費のみとなっておりますので、ご了承願います。

※ 資格(級)によって審判登録費は異なりますので、金額についてはKICK OFFサイト内でご確認ください。

被災者用講習会受講フロー



※ 被災者用講習会を受講される場合は、KICK OFFサイト内にて講習会選択の際、【被災者用】の記載がありますので、お間違いのないように選択ください。

※ 【被災者用】講習会を受講する場合は、各市町村が発行する『罹災証明書』(コピー可)を必ず持参してください。

※ 【被災者用】JFAラーニングを受講する場合は、各市町村が発行する『罹災証明書』(コピー可)の裏面に、「【被災者用】JFAラーニング受講」と記入し、「受講者氏名」、「審判登録番号」を併せて記入の上、下記へ郵送してください。

※ **講習会当日に罹災証明書の提示がない場合、または、JFAラーニングの受講で郵送による提出がない場合は、登録費の免除措置は出来ません。後日登録費の納入手続きを取って頂きますので、十分ご注意ください。登録費の納入を行わない場合は、資格更新は出来ません。**

郵送先 〒981-0103 宮城県宮城郡利府町森郷字内ノ目南119-1

一般社団法人 宮城県サッカー協会 宛

TEL:022-767-7679